

表彰規程

第 1 条 この規程は、公益財団法人日本野球連盟（以下「本連盟」という）の表彰に関することを定める。

第 2 条 表彰は、本連盟の目的達成に貢献したものに対して適用し、次の各号の一に該当するものについて行う。

- (1) 多年にわたり本連盟の目的達成に寄与し、その功績の顕著な者、又は団体
- (2) 国際的又は全国的な大会において抜群の成績をあげ、その功績の顕著な者、又は団体
- (3) 社会人野球における年間成績に基づき別に定める表彰項目に該当する競技者等

第 3 条 表彰は、本連盟の各委員会、各地区連盟、各加盟団体から推薦されたもの及び本連盟が特に必要と認めるものについて、本連盟表彰委員会において選考し、本連盟理事会の承認を受けて行う。

- 2 前項の組織からの推薦は、別に定める「表彰推薦要領」によるものとする。

第 4 条 第 2 条の表彰は、表彰状及び記念品を贈って行う。

第 5 条 表彰委員会には、委員長及び副委員長（2 名以内）のほか委員（6 名以上 9 名以内）を置く。また、表彰委員会が必要とする場合、理事会の承認を得て特別委員を置くことができる。

第 6 条 委員長は、委員会を代表し、会務を掌理する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

第 7 条 委員長、副委員長及び委員の任期は 2 年とし、再任は妨げないものとする。

- 2 特別委員の任期は 1 年とし、再任は妨げないものとする。

第 8 条 委員会は、委員長が招集し、その議長をなる。

第 9 条 委員会は、委員の過半数が出席しなければ開会することができない。

第 10 条 委員会の議事は、出席委員の過半数で決定する。

- 2 可否同数のときは、議長がこれを決定する。

第 11 条 表彰は、毎年 1 回行うほか、緊急な必要を生じた場合はその都度行うものとする。

第 12 条 この規程の変更は、本連盟理事会の承認を受けなければならない。

附 則

この規程は、公益財団法人日本野球連盟の設立の登記の日（2013 年 3 月 1 日）から施行する。